

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年10月31日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31千総総第663号

令和元年10月24日

千葉市監査委員 大 木 正 人
同 宮 原 清 貴
同 森 山 和 博
同 三 須 和 夫
様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第8号、平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第8号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 設計・積算について改善すべき事項</p> <p>ア 改修工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉市立院内小学校トイレ改修工事、千葉市立小倉小学校大規模改造工事、千葉市立川戸小学校内外部改修工事（その2）、千葉市立高浜第一小学校大規模改造工事、千葉市立松ヶ丘小学校大規模改造工事]</p> <p>公共建築工事積算基準等資料（以下「資料」という。）によると、建築工事の全館無人改修の場合は、基準単価を適用し、執務並行改修の場合においては、資料に定められた工種に限り基準補正単価を適用するとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事5件においては、一部の建物（棟）の積算で、改修する建物全館が無人（執務者がいない）の状態で行えた改修工事であるにもかかわらず、基準補正単価を適用していた。</p> <p>改修工事の積算においては、資料に基づき適正に行われたい。</p>	<p>改修工事の積算については、平成31年4月26日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、公共建築工事積算基準等資料に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>ア 移動式クレーンの使用を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造電気設備工事]</p> <p>クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）によると、移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事においては、外灯撤去のつり上げを移動式クレーン（クレーン機能付きバックホウ）で作業していたにもかかわらず、外れ止め装置を使用していなかった。</p>	<p>移動式クレーンの使用については、平成31年4月26日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、クレーン等安全規則に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>

<p>移動式クレーンの使用においては、クレーン等安全規則に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 施工について改善すべき事項 イ 施工体制台帳の確認を適正に行うべきもの [都市局：千葉市緑区鎌取コミュニティセンター体育館外1か所吊り天井落下対策工事、千葉市立生浜中学校エレベータ設置建築工事] 建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び千葉市下請負の適正化に関する指導指針によると、下請契約を締結した建設業者は、下請契約書面の写し等を添付した施工体制台帳を作成し、発注者に提出しなければならないとされており、その提出事項に変更があった場合は、変更を届け出なければならないとされている。 しかしながら、当該工事2件においては、契約変更に伴い、提出事項に変更があったにもかかわらず、施工体制台帳等を届出させていなかった。 施工体制台帳については、建設業法等に基づき適正に届出されていることを確認されたい。</p>	<p>施工体制台帳の確認については、平成31年4月26日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、建設業法等に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。 また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項 ウ 高所作業における作業員の安全を確保すべきもの [都市局：千葉市立小倉小学校大規模改造工事] 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）によると、事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならないとされ、また、作業</p>	<p>高所作業における作業員の安全確保については、平成31年4月26日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、労働安全衛生規則に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。 また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>

<p>床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具（安全带）を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事においては、高さが二メートル以上の箇所、防網を張らずに安全带の使用だけで作業が行われ、危険を防止するための十分な措置が行われていなかった。</p> <p>高所作業においては、労働安全衛生規則に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>エ 注意喚起等用床材（点状ブロック等）の敷設を適正に行うべきもの</p> <p>[都市局：千葉市立小倉小学校大規模改造工事、千葉市立高浜第一小学校大規模改造工事]</p> <p>千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）に基づく施設整備マニュアルによると、段上端部に敷設する注意喚起等用床材（点状ブロック等）は、視覚障害者に段の存在を予告するためのものであり、敷設位置としては、段鼻の直前であると踏み外す危険があるため、階段手前30cm程度の余裕を確保するとされている。</p> <p>しかしながら、当該工事2件においては、屋内階段の段上端部に点状ブロックを敷設していたにもかかわらず、段鼻の直前に敷設されていた。</p> <p>点状ブロックの敷設においては、施設整備マニュアルに基づき適正に行われたい。</p>	<p>注意喚起等用床材（点状ブロック等）の敷設については、平成31年4月26日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、施設整備マニュアルに基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。</p> <p>また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。</p>
<p>(2) 施工について改善すべき事項</p> <p>オ 金属の溶接作業における作業員の安全を確保すべきもの</p> <p>[都市局：千葉市立高浜第一小学校大規模改造工事]</p>	

労働安全衛生規則によると、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務は、危険又は有害な業務とされている。

また、アーク溶接等の有害な業務に従事する労働者は、当該業務に必要な保護眼鏡を使用しなければならないとされている。

しかしながら、当該工事においては、金属（鉄骨）の溶接作業の際に、アーク溶接をしていたにもかかわらず、当該作業を行う作業員が保護眼鏡を使用していなかった。

金属の溶接作業においては、労働安全衛生規則に基づき適正に行われたい。

金属の溶接作業における作業員の安全確保については、平成31年4月26日に建築部長から建築部工事担当課長に対し文書で通知し、労働安全衛生規則に基づき適正に行うよう、所属職員への周知徹底を図った。

また、当該工事の担当課においては、所属職員を対象に研修会を開催した。